

○震災ごみ仮置き場への搬入について

震災で発生した「震災ごみ」の仮置き場は、中央庁舎裏グラウンド・砥用庁舎西側駐車場に設置してあります。期間は5月31日(火)までの間です。搬入時間は、午前8時30分～午後4時30分までです。仮置き場で受け入れる品目は、震災により発生した、瓦・ブロック・木くず(柱含む)・割れたビン・ガラス・陶器・蛍光灯・金属です。

必ず分別し、搬入してください。

※業者により解体された廃棄物は、産業廃棄物になりますので持込みできません。解体業者に処分まで依頼してください。

○宇城クリーンセンターへの搬入について

震災で発生した「震災一般ゴミ」は、砥用庁舎水道衛生課又は中央庁舎住民課で発行する搬入許可証及び減免申請書により、宇城クリーンセンターに無料で搬入することができます。

(震災により発生した可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ)

◆減免・搬入の期限：5月21日(土)から5月31日(火)まで(土日も搬入可)

◆搬入時間：午前8時30分～午後4時(午前12時～午後1時を除く。)

搬入の際は分別してください。

クリーンセンターに搬入できないもの

・・・瓦・ブロック等の建築廃材及び家電リサイクル法対象品目(エアコン・テレビ・冷蔵庫・洗濯機)

※今回の上記措置は、震災ごみを対象としておりますので、日常で出た可燃ごみ・分別ごみ・粗大ごみは、通常の収集での搬出をお願いします。便乗ゴミは仮置き場からの早期回収を遅らせ、衛生問題も発生します。早期災害復旧に向け、ご協力をお願いします。皆さんのモラルで、美里町・行政区をきれいに保ちましょう。

【問い合わせ先】

水道衛生課 衛生下水道係 0964-47-1114 (直通)